

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年3月21日）及び資格取得日（昭和47年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月21日から同年5月1日まで

昭和46年6月29日から48年9月30日まで、A社B店に正社員（C係）として継続して勤務したにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると47年3月21日から同年5月1日まで厚生年金保険に未加入となっている。

この期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、A社において、昭和46年6月29日に厚生年金保険の資格を取得し、47年3月21日に資格を喪失した後、同年5月1日に再度資格を取得しており、47年3月21日から同年5月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時のA社取締役及びA社B店に勤務していた同僚1人は、いずれも、「申立人は、申立期間中も前後の期間と同様に正社員として継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人は申立期間中も同事業所に継続して勤務していたと認められる。

また、同取締役及びD社（昭和48年6月1日にA社から名称変更）の元取締役（平成元年3月23日から代表取締役）のいずれも、「申立期間当時は正社員であれば全員を厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者は、「正社員であれば全員を厚生年金保険に加入させていた。欠勤日数が多い等特別な事情が無い限り、厚生年金保険加入者であれば、毎月給与から保険料を控除していた。厚生年金保険にいったん加入すれば退職まで継続して加入させていたので、申立人のように中抜け（未加入）期間があるのは不可解である。」と回答している。

加えて、申立人が名前を挙げた、申立期間当時、申立人と同じ業務内容であったとする同僚2人及び申立人とは異なる業務（E係）であったとする同僚1人は、いずれも、申立期間及びその前後の期間を通じてA社において厚生年金保険被保険者となっているところ、このうち1人は、「私も申立人も、申立期間及びその前後の期間を通じて業務内容や身分（正社員）に変更は無かった。」と供述している。

このほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、同事業所において申立人と同日（昭和47年3月21日）に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者は申立人のほかに1人確認できるところ、同人は、「被保険者資格を喪失したのは結婚して退職したため。」と供述しているとともに、申立人と同様にいったん資格を喪失後、再度取得している者（昭和46年10月21日喪失、47年1月22日再取得）は申立人のほかに1人確認できるところ、同人は、「申立人とは同じ職場で同じ業務であった。この中抜け（未加入）期間は一度退職し、復職したため。」と供述しており、いずれの者にも明確な資格喪失の理由が確認できる一方、申立人には同日に資格を喪失する事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間中の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月のオンライン記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和47年3月及び同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から同年 9 月までの期間及び平成 3 年 9 月から 4 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 3 月から同年 9 月まで
② 平成 3 年 9 月から 4 年 2 月まで

申立期間①及び②のいずれも求職中であったが、それぞれまとめて数か月分の国民年金保険料の納付書が自宅に送付され、一括で納付した記憶があるので、納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成 8 年 5 月 25 日以降に払い出されており、この時点では、時効により申立期間①及び②の保険料を納付することができない上、申立人は昭和 50 年 1 月 21 日から平成 17 年 11 月 3 日まで同一住所地（A 市）に居住していることなどから、この期間に申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間①及び②当時、国民年金の加入手続を行った記憶は無い。」と供述している上、保険料の納付時期、納付場所や納付金額等についてもほとんど記憶していない。

さらに、申立期間①及び②当時に申立人と同居していた申立人の母親は、オンライン記録によると両期間とも国民年金保険料を納付しているものの、既に亡くなっているため、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な供述を得ることもできない。

加えて、申立人から本件の保険料納付根拠として提出された「市民税県民税特別徴収税額通知書（平成元年度、2 年度、5 年度、6 年度）及び「給与所得の源泉徴収票」（平成 2 年分、6 年分）に記載された社会保険料控除額を検証したが、申立期間①又は②の国民年金保険料が納付されたことはうかがえない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 4 月 26 日まで
② 昭和 52 年 5 月 12 日から 53 年 1 月 30 日まで
③ 昭和 53 年 9 月 16 日から 56 年 1 月 16 日まで

申立期間①及び③についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務していたが、各申立期間に受け取っていた給与額に比べ、標準報酬月額が低額となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人は、A社にC担当として勤務していたが、受け取っていた給与額（30万円から35万円程度）に比べ、資格取得時の標準報酬月額8万円やその後の標準報酬月額22万円及び30万円の記録は低額すぎると申し立てている。

しかし、A社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同時期（昭和50年11月から53年12月まで）に被保険者資格を取得している同僚211人の資格取得時における標準報酬月額は、1人を除き申立人と同額の8万円で届け出られており、この取扱いは、申立人と同様に同社において再度被保険者資格を取得している者（過去に勤務実績のある者）8人についても、例外なく適用されていることが確認できる上、申立人と同様に54年10月に定時決定が行われている同僚60人のうち、申立人の標準報酬月額を上回っている者は4人、55年10月に定時決定が行われている同僚72人のうち、申立人の標準報酬月額を上回っている者は1人しかいないことから、A社における申立人の資格取得時及びその後の定時決定による標準報酬月額が、

同僚と比較して低額であるという事情は見当たらない。

また、申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚に照会したところ、そのうちの1人から、「当時、毎月の給与額に賞与の前渡し分が上乘せされていた。自分も実際に受け取っていた給与額と標準報酬月額が異なるが、差額は賞与分であると思う。」との回答があり、他の同僚にも確認したところ、複数の同僚が、月々の給与に賞与の前渡し分が上乘せされて支給されていた旨供述していることから、申立人が記憶している給与額と定時決定による標準報酬月額との差額は、賞与分であることが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与額や保険料控除額が確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、また、A社の合併先であるD社（現在は、E社）も、A社に係る賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立てに係る事実を確認することはできない。

申立期間②について、申立人は、B社にC担当として勤務していたが、受け取っていた給与額（30万円程度）に比べ、資格取得時の標準報酬月額12万6,000円やその後の標準報酬月額19万円の記録は低額すぎると申し立てている。

しかし、B社の当時の社会保険事務担当者は、「C業務は歩合給のため月々の給与差が激しく、見込額を算出することは難しい。資格取得時は最低補償額を届け出し、歩合給の標準報酬月額に対する正確な反映は、その後の定時決定において行っていた。」と回答している。

事実、B社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同時期（昭和51年1月から53年12月まで）に被保険者資格を取得している同僚87人の資格取得時における標準報酬月額は、いずれも申立人と同額の12万6,000円で届け出られている。

また、申立人は、昭和52年10月の定時決定で標準報酬月額が19万円に改定されているところ、同時期に定時決定が行われている同僚70人の標準報酬月額について確認したところ、申立人の標準報酬月額を上回っている者はいないことから、B社における申立人の標準報酬月額が同僚と比較して低額であるという事情は見当たらない。

さらに、上記事務担当者は「売上金からリース代金と預託金を控除し、残金を給与として支給しており、控除した預託金については、一定期間ごとにまとめて支給していた。預託金については賞与として取り扱い、定時決定時の報酬月額には含めていなかった。」と回答しており、申立期間当時、B社に勤務していた複数の同僚も、売上金から控除されていた預託金は4か月ごと等にまとめて支給されていた旨供述していることから、申立人が記憶している給与額と定時決定による標準報酬月額との差額は、預託金分である可能性も否定できない。

加えて、申立人は、申立期間当時の給与額や保険料控除額が確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、また、B社も、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立てに係る事実を確認することはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月ごろから同年 9 月 1 日まで

② 昭和 36 年 10 月 15 日から同年 12 月ごろまで

昭和 36 年 5 月ごろから同年 12 月ごろまで、A 社で賄いとして勤務していたが、36 年 9 月 1 日から同年 10 月 15 日までしか厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 5 月ごろから同年 12 月ごろまで A 社に勤務していたとしているが、同僚の供述から申立期間ごろに勤務していたことは確認できるものの、具体的な期間を特定することはできない。

また、申立人が一緒に採用となったとする同僚の厚生年金保険の加入記録は、オンライン記録によれば、申立人と同様に昭和 36 年 9 月 1 日取得となっているところ、当該同僚は連絡先不明で、当時の状況を確認することができない。

さらに、同僚 4 人に照会したところ、申立人を記憶している者が 1 人いたが、「申立期間ごろに勤務していたことは記憶しているが、時期等は記憶していない。」としているほか、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

加えて、A 社は平成 21 年 8 月 26 日に破産登記し、当時の役員は既に死亡していることから、同社における申立人の勤務及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。